



平成20年3月13日

## コスモライン(株) に対し 船舶運航計画に定める運航の確保命令を発出

九州運輸局は、鹿児島～種子島・屋久島間で一般旅客定期航路事業を行っている下記事業者に対し、海上運送法第14条第2項に基づき、下記のとおり船舶運航計画に定める運航の確保命令を平成20年3月13日付けで発出し、本日、九州運輸局鹿児島運輸支局において同社に対し手交しましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 事業者の概要

住 所 鹿児島市錦江町23番4号  
事業者名 コスモライン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 市丸 良一

#### 2. 航路名

鹿児島～種子島・屋久島航路

#### 3. 船舶運航計画に定める運航の確保命令の内容

- (1) 認可を受けている船舶運航計画に従い運航すること。また、船舶運航計画を変更している場合には、早急に海上運送法に基づく船舶運航計画変更認可を受けること。
- (2) 上記事項については、平成20年3月21日までに実施すること。

#### 4. 船舶運航計画に定める運航の確保命令の発出の経緯

コスモライン(株)の経営する鹿児島～種子島・屋久島間の一般旅客定期航路事業(九州第3016号)は、ジェットフォイル3隻(「ロケット」「ロケット2」「ロケット3」)により1日6往復、並びに鹿児島～種子島間にカーフェリー「プリンセスわかさ」により1日1往復運航を行っています。

同社は、「プリンセスわかさ」を入渠させるため、「平成20年1月16日から同年2月9日までの間、運航ダイヤを変更(運休)する」ことを内容とした海上運送法に基づく船舶運航計画変更認可申請を九州運輸局に申請し、当局は平成20年1月11日付で認可したところです。

しかしながら同社は、平成20年2月10日以降も同法に基づく認可を受けることなく「プリンセスわかさ」に係る運航ダイヤを変更(運休)していることから、当局はその是正を指導してきたにもかかわらず、本日まで改善されていないため、同法及び行政手続法に基づく所定の手続を経て、本日同社に対して上記3.を内容とする運航確保命令を発出致しました。

《問い合わせ先》

九州運輸局海事振興部旅客課

092-472-3155

担当：土井、比企、脇野